

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕様書番号
残飯・残渣処理作業役務	3—3	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 2年11月10日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	需品学校

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊需品学校隊員食堂において発生した残飯及び残渣（以下“給食残渣”という。）を資源化处理（飼料化）するための収集及び運搬作業役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 給食残渣

給食の実施により発生した残飯及び残渣をいう。

#### 1.2.2

##### 契約担当官

給食残渣処理作業役務に係わる契約を締結する者をいう。

#### 1.2.3

##### 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食残渣処理作業役務に係わる契約履行の適否の検査を行う者をいう。

#### 1.2.4

##### 官側

契約担当官及び検査官をいう。

#### 1.2.5

##### 契約の相手方

給食残渣処理作業役務を請け負う者をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

（平成18年8月30日農林水産省消費安全局長通達）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、法令に基づき、給食残渣の収集及び運搬作業を行うものとする。

### 2.2 給食残渣の収集

- a) 給食残渣の年間発生予定数量は、58,000kgを基準とする。
- b) 契約の相手方は、駐屯地隊員食堂東側の厨芥処理室内に集積されている給食残渣を積み残しのないよう官側から引き取り、駐屯地外に搬出するものとする。
- c) 食品残渣の引き渡し実施日については、契約の相手方側の休業日を除く毎日とし、引き渡し時間については午前7時30分とする。
- d) 搬出要領については、集積物のみとし、その容器については残置するものとする。
- e) 集積容器は官側が準備するものとし、必要な車両等は契約相手側が準備するものとする。

### 2.2 給食残渣の運搬

- a) 給食残渣については、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”によって定められた食品リサイクル法の登録再生利用事業所に指定されている資源化施設まで搬出するものとする。
- b) 運搬車両は、松戸市一般廃棄物収集運搬業の許可（食品循環資源）を受けているものとする。
- c) 給食残渣以外の廃棄物等との混載は認めないものとする。
- d) 運搬業務にあたっては、“食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン”を遵守し、給食残渣の飼料化に支障を及ぼさないよう努めること。

## 3 検査

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領によるものとし、資源化施設への搬入にあたって搬入量を把握するため、検査官による搬入前と搬入後の計量を受けるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方が、官側に提出する書類は、表1による。

表1-提出書類

提出書類名	提出回数	提出先及び提出時期	部数
給食残渣受領書 (契約の相手方が作成する受領日、受領数量、契約者名、契約者印が表記されたもの)	月1回	当月分を翌月5日までに検査官へ提出	1部
一般廃棄物収集運搬業許可証(写し)	年度1回	契約時、契約担当官へ提出	2部

### 4.2 事前連絡

契約の相手方は、交通障害及び天候等の理由により収集時間が大幅に遅れる場合は、契約担当官及び検査官に対し、事前に連絡すること。

### 4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。